

日高カントリークラブ運営規則

日高カントリークラブ

日高カントリークラブ運営規則

目 次

日高カントリークラブ運営規則

第1章	総 則	1
第2章	会 員	1
第3章	入会及び退会	2
第4章	理 事 会	3
第5章	委 員 会	4
	付 則	4

運 営 規 則 施 行 細 則

第1章	総 則	5
第2章	会 員	5
第3章	名義書換料及び入会保証金	6
第4章	ゲ ス ト	6
第5章	委 員 会	7
第6章	競 技 規 則	8
第7章	スタート予約	8
第8章	雑 則	8
第9章	付 則	9

入 会 審 査 規 定	10
代 理 会 員 規 定	11
期 間 会 員 規 定	12
施 設 利 用 約 款	13

第1章 総 則

- 第1条 本クラブは日高カントリークラブ（以下クラブという）の会員をもって組織する。
- 第2条 本クラブは株式会社日高カントリー倶楽部（以下会社という）が所有し経営する日高ゴルフ場の施設（以下コースという）を利用し、健全なゴルフスポーツを通じて会員相互の親睦と健康の向上を図ることを目的とする。

第2章 会 員

- 第3条 クラブの会員は名誉会員、特別会員、正会員（個人及び法人）、平日会員（個人及び法人）及び家族会員の5種とする。
- 第4条 名誉会員はクラブと会社の運営に特に貢献した者、特別会員は会社の特定役員で、いずれも会社の取締役会が推薦し理事会で承認された者とする。
- 第5条 正会員は会社の株式（平成13年法律第79号施行以前に額面株式であった株式は除く）を所有し、理事会で入会を認められた者をいう。
- ② 正会員の総数は1,700名を限度とする。
- 第6条 平日会員は会社の預り金証書を所有し、理事会で入会を認められた者をいい日曜及び祝日を除きコースを使用することができる。
- 第7条 会員は第5条及び第6条に定める株式又は預り金証書を第三者に譲渡することができる。
- 第8条 家族会員は会員の配偶者又は満12歳以上25歳未満の子又は孫とし、配偶者を除き満25歳に達した時点で資格を失う。又、会員が退会した場合も資格を失う。家族会員は日曜及び祝日を除きコースを使用することができる。
- 但し、土曜のコース使用には、正又は平日会員の同伴を条件とする。

第9条 代理会員、期間会員は理事会で承認された者で、その詳細は別途定める代理会員規定、期間会員規定による。

第3章 入会及び退会

第10条 会員となるには、正会員2名の紹介と理事1名の面接並びに推薦を受け、所定の手続きにより申込をなし理事会の承認を必要とする。

尚、正会員のうち1名は、推薦保証人として入会希望者の入会資格及び入会申込書の記載内容について保証し、入会後も継続して入会審査規定第5項の維持についてその責任を負う。日本ゴルフ協会、関東ゴルフ連盟加盟倶楽部において除名された者については入会を認めない。

入会審査にあたり理事会は審査手続きの一部を委員会に委嘱する。

第11条 会員がクラブを退会する場合は、書面で理事会に届け出なければならない。

第12条 会員は次の場合その資格を失う。

1. 死 亡
2. 退 会
3. 除 名
4. 正会員が会社の株主でなくなった場合

第13条 法人会員は第5条及び第6条に定める株式又は預り金証書を保有する法人を指し、第10条に定める所定の手続きにより入会した会員をいう。但し、理事会の承認を得てその会員の名義を変更することができる。

第14条 会員が6カ月以上諸支払を怠ったとき、又は著しくエチケットマナーに反し、或いはクラブの諸規則に違反し、クラブの名誉を毀損し秩序を乱す行為のあったときは、理事会の議決を経て戒告又は会員の資格を一時停止し、又は除名することができる。

又、日本ゴルフ協会、関東ゴルフ連盟加盟倶楽部において除名された者は除名することができる。

第15条 平日会員は理事会で退会承認の後、預り金証書を提示し、預り金の返還を受けることができる。

第4章 理 事 会

第16条 クラブ運営の円滑を期するため、クラブに次の役員を置き理事会を構成する。

理事長	1 名
理 事	16名以内

第17条 理事会は必要に応じて理事長が招集し議長となり、クラブ運営に関する諸般の事項について、会社と密接な連絡の下にこれを協議決定するものとする。

第18条 理事長は理事の互選により選任する。

② 理事長はクラブを代表し、クラブ業務を総理する。

第19条 理事は次の区分により就任する。

1. 特別会員又は正会員で会社取締役会が推挙し理事会で承認された者 12名以内
2. 分科委員会委員長で理事会で承認された者 5名以内

② 理事長の推挙により副理事長、常任理事を置くことができる。

③ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。

第20条 理事長及び理事の任期は4年とする。但し、重任を妨げない。

② 第1項の期間中における理事の補充又は選任は第18条の規定により行われるものとする。

③ 第2項により選任された理事の任期は、他の理事の任期の残余期間とする。

第21条 理事長及び理事は無報酬とする。

第22条 理事会の開催毎に決議内容等を記載した議事録を作成し、理

事長並びに議事中に指名された理事2名は出席者を代表し記名、捺印する。

第5章 委 員 会

- 第23条 クラブの充実と会員の自律のため、クラブに各種分科委員会を設ける。
- 第24条 委員長及び委員は、会員より選出し理事会において委嘱する。委員長を補佐するため分科委員会毎に副委員長を選出する。委員長及び副委員長の任期は4年とし再選又は重任を妨げない。委員の任期は4年とする。
- 選出方法は「分科委員会委員選出基準」による。
- 任期中に発生した欠員の補充は次の通り行なうものとする。
- 委員長の欠員補充については、副委員長が就任し前委員長の残余の任期をつとめる。
- 副委員長の欠員補充は、委員の互選により行ない、選出された副委員長の任期は前任者の残余の期間とする。
- 委員の欠員補充は、委員選出に際しての次点者を最優先順位者とする順位に従って就任を依頼し、その任期は前任者の残余の期間とする。
- 第25条 委員会の分担その他運営に関する事項は、「運営規則施行細則」に定める。

付 則

- 第26条 本規則に規定のない事項その他クラブ運営上の必要な事項は理事会において別にこれを定める。
- 第27条 本規則の改正もしくは追加等は理事会の決議と会社取締役会の承認を要する。
- 第28条 本規則は、令和3年11月23日よりこれを施行する。

運 営 規 則 施 行 細 則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本規則において日高カントリークラブをクラブといい、株式会社日高カントリー倶楽部を会社という。

第 2 章 会 員

- 第 2 条 会員は定められた年会費及びプレーに要する諸費用を負担しなければならない。但し、名誉会員及び特別会員は年会費を免除する。
年会費及びプレーに要する諸費用は会社が定め理事会の承認を得て施行される。
- 第 3 条 会員で関東地方及び静岡県、山梨県以外に引き続き 6 カ月以上居住する者、並びに 1 年以上引き続き海外に居住する者を地方会員とし、年会費の 3 割を免除する。
- 第 4 条 年会費は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 年分を 1 回に支払い、プレーに要する諸費用は、入場の当日支払うものとする。
- 第 5 条 会員は別途定める代理会員規定により代理会員を登録することができる。
- 第 6 条 5 年以上の年会費の未納があり、督促にもかかわらず未納年会費の支払いが行なわれない場合、理事会において審議の上、当該会員を除名処分とすることができる。除名会員の入会金預り金、及び入会保証金がある場合は、未納年会費と相殺し残金も含め返金はしないものとする。

第3章 名義書換料及び入会保証金

- 第7条 会員より株式又は預り金証書を譲り受け入会を認められた者は、別途定める名義書換料を会社に支払い、正会員は入会保証金を会社に預託する。会社は入会保証金証書を発行する。
- 第8条 名義書換料及び入会保証金の額は、会社が定め理事会の承認を経て施行される。
会員が資格を失ったとき、会社は本人又は相続人の請求により入会保証金を1カ月以内に返還する。但し、会員が会社に対し未払債務がある場合はこれと相殺する。
- 第9条 会員が名義の変更をするときは新旧の名義人が連名で届書を提出し、所定の名義書換料を会社に支払い、正会員は入会保証金を会社に預託しなければならない。但し、贈与又は相続により継承する場合は入会保証金証書の預託を必要としない。会員が死亡した場合、相続人が名義を変更するときは相続を証明する書類を提出しなければならない。
- 第10条 入会保証金の返還請求及び受領は、印鑑証明のある印鑑による。
- 第11条 会員が個人、法人及び正会員、平日会員の種別を変更する場合は、所定の手続きを経て理事会の承認を得た後、別に定める名義書換料を会社に支払い、正会員は入会保証金を会社に預託する。法人会員において届出会員の名義変更を行なう場合は、所定の手続きを経て理事会の承認を得た後、別に定める名義書換料を会社に支払い、正会員は入会保証金を会社に預託する。但し、既に入会保証金を預託している場合はこれを継承することができる。

第4章 ゲ ス ト

- 第12条 ゲストは会員の紹介により、会社の承諾を得てコースを使用することができる。

- 第13条 ゲストを紹介する会員は、コースに同伴プレーし、プレーに要する諸費用の支払い並びにコースにおける行為につき責任を負うものとする。
- 第14条 ゲストのプレーに要した諸費用は当日支払うものとする。
- 第15条 会社は特定の日を限りゲストのコース使用を制限又は禁止することができる。

第5章 委 員 会

- 第16条 理事会は「分科委員会委員選出基準」により正会員より委員を選出し、次の委員会を組織する。
1. コース委員会
 2. 競技・ルール委員会
 3. ハンディキャップ委員会
 4. キャディ委員会
 5. エチケット・フェローシップ・ハウス委員会
- 第17条 コース委員会はコースの維持管理その他コースに関する事項を分担する。
- 第18条 競技・ルール委員会は競技規則、競技日程等競技・ルールに関する事項及びその他競技の運営を分担する。
- 第19条 ハンディキャップ委員会はJGAハンディキャップの保持及び変更に関する事項を分担する。
- 第20条 キャディ委員会はキャディの訓練、指導、福利厚生その他に関する事項を分担する。
- 第21条 エチケット・フェローシップ・ハウス委員会は会員の親睦融和、エチケット、クラブ誌の編集等及びクラブハウス、食堂並びに入会審査における審査プレーに関する事項を分担する。
- 第22条 委員又は委員会は、理事会及び会社取締役会の同意なくして理事会又は会社には義務を負担させることはできない。

第6章 競 技 規 則

第23条 競技に関しては、日本ゴルフ協会制定の規則による。

第24条 本コースのローカル・ルール、競技規則及び日程の制定又は変更は委員会が起案し理事会の承認を得て決定する。

第7章 スタート予約

第25条 プレーの円滑化のためスタートは「スタート予約規定」による。但し、状況により変更することができる。

第8章 雑 則

第26条 会員がコースを使用する場合は、必ず会員証を倶楽部の受付に提出しなければならない。

第27条 ロッカーの登録者が1年以上ロッカーを使用しないときは、会社はこの会員に対して返還を求めることができる。

第28条 会員は直接会社の従業員に対し、名目の如何を問わず金品を与えてはならない。会社は中元、年末その他特別の事情のある場合には会員の有志から寄付金を募集することができる。

第29条 会員及びゲストは、直接会社の従業員を懲戒することはできない。懲戒を必要とする場合は会社の責任者に申し出ることとする。

第30条 会社は「施設利用約款」に基づき、コース内において生じた会員又はゲストの所有物の破損、毀損、紛失、その他の損害に対しては、会社に重大な過失のない限りその責任を負わない。

第31条 コースの開場及び閉場は下記の通りとする。

毎年4月より9月まで

午前7時30分より午後7時まで

毎年10月より翌年3月まで

午前7時30分より午後6時30分まで

但し、状況により変更することができる。

第32条 本規則の改正もしくは追加等は理事会の決議と会社取締役会の承認を要する。

第33条 本規則は、令和3年11月23日よりこれを施行する。

第9章 付 則

第34条 家族会員に欠員が発生した場合、理事会の決議により補充することがある。

入会審査規定

クラブ運営規則第3章による入会申込者の審査にあたり、理事会は下記事項を基準として審査する。

1. 正会員は株式会社日高カントリー倶楽部の株式（平成13年法律第79号施行以前に額面株式であった株式は除く）、平日会員は同預り金証書を保有すること。
2. 年令満25歳以上の者とする。但し現会員の家族（夫妻、子女及び孫）並びに現会員からの相続又は継承による入会申込者については満20歳以上とする。
3. 運営規則第3章における入会申込者を推薦する正会員は、年令満25歳以上、在籍2年以上の者であること。
4. クラブ内外での社会的活動を考慮すること。
5. 入会後は当クラブの会員として相応しく、推薦保証人の指導と入会関係書類の念書、誓約書の内容を守りクラブ活動をすること。
6. 女性会員の定数は350名とする。
7. 入会希望者は、入会審査前1カ月間コースにて入会希望の旨揭示し、その間一切会員より苦情等のないこと。
8. 入会の審査は、クラブ理事の面接による推薦及びクラブ委員の立会いのもとに審査プレーを行ない一定以上の評価を得ること。
9. 入会の決定は理事会出席理事全員一致の承認を必要とする。
10. 入会審査及び入会決定に至る経緯については、理事会の外部には公開しない。
11. 本規定取り決めの範囲によりがたい事項、又は特別の事情がある場合は理事会において個別に審議し決定する。
12. 本規定の変更は理事会において行なう。
13. 入会手続きに関与する者は、個人情報保護法を厳守すること。

令和3年11月23日一部改正

代理会員規定

代理会員の定義

1. 代理会員制度は個人正又は平日会員がプレー不能となった場合代理人を立て会員の権利の一部を継続行使するものである。
2. 代理会員は個人正又は平日会員の配偶者、子、孫を原則として対対象とする。但し、配偶者、子、孫に的確な者がいない場合、子又は孫の配偶者を認めることがある。尚、代理会員の承認後は、個人正又は平日会員は年会費免除となり、会員としてのプレー上の権利を行使できなくなる。

代理会員の資格、義務

1. 個人正又は平日会員の配偶者、子、孫等でクラブで定めた入会審査により承認された者とする。但し、入会金、登録料等は不要とする。
2. 個人正又は平日会員が退会、死亡等により会員の資格を失った場合、代理会員の資格はなくなる。
3. 代理会員は年令満25歳以上の者とする。但し、子、孫及び子、孫の配偶者については年令満20歳以上とする。
4. 代理会員は個人正又は平日会員名で年会費を支払うものとする。又、年契約ロッカーを継続使用する場合も同様とする。
5. 来場に際し代理会員証を提示する。又、プレーフィは会員と同一とし来場当日他の利用料金を含め支払う。
6. クラブ主催の競技（家族競技を除く）に参加できない。

代理会員の入会及び入会審査

1. 代理会員の入会にあたり、個人正又は平日会員名で理事会に申込をする。
2. 入会面談及び審査プレーを実施し理事会で承認された後承認通知と共に代理会員証が発行される。
3. 代理会員が個人正又は平日会員の権利を継承する場合、書類上の手続きのみとし入会審査は免除される。但し、名義書換料等の納付は行なわなければならない。

令和3年11月23日一部改正

期 間 会 員 規 定

期間会員の定義

1. 贈与により会員権を譲渡した個人正又は平日会員は、期間会員として引き続き期間を限定し会員の権利を継続行使できる。
但し、配偶者、子、孫及び子や孫の配偶者へ贈与した場合を原則とする。

期間会員の資格

1. 在籍5年以上、満70歳以上の個人正又は平日会員は、会員が贈与により会員権を譲渡した場合、理事会の承認後8年間に限り期間会員の資格を得る。
2. 期間会員のプレーフィードは、正会員であった期間会員は正会員と同一とし、又、平日会員であった期間会員は平日会員と同一とする。
3. 期間会員の年会費は免除とする。但し、専用ロッカーの使用は有料にて可とする。
4. 期間会員はクラブ主催の競技（家族競技を除く）に参加できない。

令和3年2月11日一部改正

施設利用約款

第1条 (適用の範囲)

日高カントリークラブ会員及びその同伴者が、株式会社日高カントリー倶楽部（以下会社と記す）が運営する当クラブの施設を利用する場合は、日高カントリークラブ運営規則細則（以下細則と記す）及び日高カントリークラブスタート予約規定（以下スタート予約規定と記す）に基づき利用契約を締結するものとしこれに関連する契約の内、この約款に定めのない事項については法令及び一般に確立された慣習によるものとする。

第2条 (施設の利用の申込)

細則及びスタート予約規定により、利用申込みをしようとする者は次の事項を当クラブに申し出るものとする。

1. 会員は当クラブ施設を利用する同伴者の氏名、各人のハンディキャップ。
2. 同伴者は紹介会員の氏名と同伴者の氏名、各人のハンディキャップ。
3. 施設を利用する日時。
4. その他当クラブが必要と認める事項。

第3条 (利用規約の成立)

当クラブにおいてプレーしようとする者は、当日フロントにおいて、本約款を確認した上で所定の名簿に署名を行う。それにより当クラブは来場者の施設利用を引き受ける。

第4条 (暴力団等反社会勢力の入場・施設利用の拒否)

当クラブは、暴力団と称される組織ならびに構成員及びこれと関わりがあると認められる者・反社会勢力の者の入場・施設利用を拒否する。予約した後認知した時はその契約を無効とし、施設の利用を開始した後、認知した時は直ちに退場を命ずる。

第5条（施設利用契約の締結拒否）

当クラブは次に掲げる場合、施設の利用契約の締結に応じない。

1. 施設利用申込みが細則及びスタート予約規定によらないとき。
2. 施設の利用予約が満員で余裕がないとき。
3. 施設を利用する者が、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 施設を利用する者が、健康上利用することに支障があると認められたとき。
5. 施設を利用する者が、泥酔し他の利用者に迷惑を及ぼすと認められたとき。
或いは他の利用者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により施設の利用が不能のとき。

第6条（施設利用者の契約解除権）

施設を利用する者は当クラブに申し出て、施設の利用契約を解除することができる。

1. 当施設を利用する者は予約スタート時間の30分前に到着しなければならない。
到着が遅れた場合は予約スタート時間を取り消し、当日の最後尾の時間とする。
2. 当施設を利用する者が何ら連絡もせず、予約スタート時間30分後になっても到着しないときは、当施設の利用契約は利用する者から解除したものとして処理する。

第7条（当施設の契約解除権）

当クラブは、前出第4条及び第5条に掲げる各項に抵触することが契約後判明した場合は、施設利用契約を解除すること

ができる。又、この場合は契約後発生した費用全てについて返還しない。

第8条 (貴重品)

貴重品は、貴重品ロッカー・フロントに預けることができる。但し、多額の金銭(30万円以上)、高価な貴金属(30万円以上)及び有価証券等は除くこと。フロントで預かった品は預かり証と引換に返すこととする。預かり証を紛失した場合は直ちに申し出ること。なお届出前に第三者がすでに預かり証により預かり品を引き換えた場合は、当クラブは一切の責任を負わない。

第9条 (自動車)

駐車場の自動車の盗難、事故、損傷等については、当クラブは、一切の責任を負わない。

第10条 (盗難)

ロッカー・浴室・駐車場他当クラブの施設内での盗難について、当クラブは一切の責任を負わない。

第11条 (プレーヤーの危険防止とエチケット、マナーの遵守)

ゴルフは時により危険を伴う場合があるため、プレーヤーはエチケット、マナーを守り、キャディーのアドバイスのいかににかかわらず自己の責任でプレーを行うこと。

第12条 (ティーグラウンドにおける素振り)

素振りは、ティーマーク内の打席以外では行わないこと。打順以外のプレーヤーは、みだりにティーグラウンドに立ち入らないこと。

第13条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組の打者はキャディーのアドバイスのいかににかかわらず、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないように注意して打球すること。

第14条 (キャディー及びフォアキャディーの合図)

キャディーおよびフォアキャディーの合図は、先行組が通常

の飛距離に前進したと判断されるときは合図なので、合図があっても打者は自分の飛距離を判断して安全確認のうえ打球すること。

第15条 (打者の前方に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないこと。打者の前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同士によって生じた事故については、プレーヤー同士で解決し、当クラブは一切の責任を負わない。

第16条 (隣接ホールと場外への打ち込み)

1. 隣接ホール、ならびにゴルフ場敷地外への打ち込みは特に危険な為、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向については適切に判断し、慎重に打球すること。
2. 隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならぬように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて危険のないことを確認してから打球すること。
3. ゴルフ場敷地以外に打球が出た場合には、キャディーを通じマスタールームにその旨連絡すること。

第17条 (避難および退避所)

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避すること。

第18条 (ホール・アウト後の退去)

ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進むこと。

第19条 (雷鳴が発生した場合)

雷鳴が発生し危険な場合は、当クラブの指示の有無にかかわらず、自己の判断で直ちにプレーを中断し、避難場所等安全な場所に避難すること。プレーを継続し事故に遭遇しても当クラブは一切の責任を負わない。

第20条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブ・ハウス内の火気使用は、所定場所以外は禁止する。

第21条 (プレー終了後のクラブの確認)

1. プレーを終了した場合、クラブを点検し、間違いがないか確認しサインをすること。
2. 確認後は、クラブの不足・損害等について当ゴルフ場は責任を負わない。

第22条 (浴室の利用)

浴室利用については、下記の者はお断りする。

1. 泥酔の者。
2. 入れ墨のある者。
3. 他に感染のおそれのある病気の者。

第23条 (宅急便の取扱い)

施設を利用する者がゴルフクラブその他につき宅急便にて送り付ける場合は、予めエントリーされている場合に限り引き受ける。ただし、物品の数量不足・盗難等について、当クラブは一切の責任を負わない。

第24条 (ゴルフ場への持込品)

当クラブへの下記のものを持ち込むことはお断りする。

1. 動物、鳥類等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲刀剣類。
4. 発火、爆発の恐れがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他当クラブへ持ち込みが相応しくないとと思われるもの。

第25条 (行為の禁止)

当クラブは下記の行為を禁止する。

1. 賭博、その他風紀を乱す行為。

2. 物品販売、宣伝広告等の行為。
3. プレーヤー以外のコース内への立入り（当クラブが特に許可する場合を除く）又は、許可をした場合であってもプレーヤー以外の者が怪我等の被害を受けた場合、当クラブは一切の責任を負わない。
4. 下駄、サンダル、スリッパ等での来場。
5. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。

第26条（忘れ物の取扱い）

当クラブ内での忘れ物は、発見の日から3ヵ月間保管する。その期間内に、本人であることを証明して、引き取る。但し、下着類、その他腐りやすい物はこの限りではない。内容物により最寄りの警察に届けがある。

第27条（約款違背の場合の責任）

施設を利用する者がこの利用約款に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合及び自ら傷害などの事故を受けた場合は、当クラブは一切損害賠償の責任を負わない。

第28条（施設に損害を与えた場合）

施設を利用する者が故意または過失により、当クラブの施設に損害を与えた場合は、その損害について賠償を負うものとする。

第29条（当クラブ諸規則の運用）

この規則約款に定めていない事項については、別に定める当クラブの諸規則を運用する。

平成25年11月23日制定

昭和36年1月1日 制 定
昭和38年11月1日一部改正
昭和47年4月1日一部改正
昭和48年4月1日一部改正
昭和50年1月1日一部改正
昭和51年4月1日一部改正
昭和54年1月1日一部改正
昭和60年11月1日一部改正
昭和63年12月5日一部改正
平成2年4月9日一部改正
平成2年7月2日一部改正
平成10年10月10日一部改正
平成13年3月25日一部改正
平成13年9月24日一部改正
平成14年5月6日一部改正
平成17年5月22日一部改正
平成19年5月13日一部改正
平成19年9月17日一部改正
平成20年5月18日一部改正
平成21年1月1日一部改正
平成21年2月11日一部改正
平成22年2月11日一部改正
平成23年5月22日一部改正
平成24年2月11日一部改正
平成27年2月11日一部改正
平成27年5月10日一部改正
平成30年5月6日一部改正
令和2年11月23日一部改正
令和3年2月11日一部改正
令和3年4月11日一部改正
令和3年6月13日一部改正
令和3年11月23日一部改正